

国内他法令における個体識別措置に係る規定

日本の野生動物保護及び管理に関連する法令では、種の保存のための取引規制、適切な飼養管理の徹底を目的に個体識別措置が義務付けられているが、一定の条件下でマイクロチップや足環の装着が免除される規定も設けられている。詳細は下表のとおりである。

法律名	個体識別方法と例外規定
動物愛護法 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）	マイクロチップ装着の基準： ・哺乳綱、鳥綱、爬虫綱に属する特定動物を飼養する場合が対象。 ・国際標準化機構が定めた規格第 11784 号及び第 11785 号に適合するマイクロチップを使用。 ・獣医師が発行したマイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書が必要。 マイクロチップの埋込み部位^{※3}： ・動物の種類ごとに別表で定められている（例：哺乳類は左右の肩甲骨の間または左耳基部の皮下）。 マイクロチップ装着が免除される場合^{※3}： ・入れ墨等による識別措置を講じている場合（試験研究用または生物学的製剤の製造用に限る）。 ・既に規格外マイクロチップが埋め込まれている場合。 ・幼齢、小型、老齢、疾病等の理由でマイクロチップの埋込みに耐えられない場合。 ・逸走等をした場合でも所有者の確認が容易であると都道府県知事が定める場合。 ・その他、都道府県知事が認める場合。 幼齢または小型の特定動物の基準： ・動物の種類ごとに別表で定められている（例：哺乳類の多くは生後 6 月または 2 月未満、爬虫類は全長 30cm または 50cm 未満など）。具体的には次の通り。 【哺乳類】 ✓ 霊長目（サル類）：生後 6 月に満たない特定動物 ✓ 食肉目（イヌ科、クマ科、ハイエナ科、ネコ科）：生後 2 月に満たない特定動物 ✓ 長鼻目（ゾウ科）：基準なし（全ての個体が対象） ✓ 奇蹄目（サイ科）：基準なし（全ての個体が対象） ✓ 偶蹄目（カバ科、キリン科、ウシ科の一部）：基準なし（全ての個体が対象） 【鳥類】 ✓ ダチョウ目（ヒクイドリ科）：孵化後 2 月に満たない特定動物 ✓ タカ目（コンドル科、タカ科の一部）：孵化後 2 月に満たない特定動物 ✓ カメ目（カミツキガメ科）：甲長が 15 センチメートルに満たない特定動物 【爬虫類】 ✓ トカゲ目（ドクトカゲ科、オオトカゲ科）：全長が 30 センチメートルに満たない特定動物 ✓ ヘビ亜目（ニシキヘビ科、ボア科、ナミヘビ科、コブラ科、クサリヘビ科）：全長が 50 センチメートルに満たない特定動物 ✓ ワニ目（アリゲーター科、クロコダイル科、ガビアル科）：全長が 30 センチメートルに満たない特定動物 以上は告示により定められている。
鳥獣保護管理法 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）	脚環の装着： ・特定輸入鳥獣を輸入する際、足環の装着が義務付けられている。^{※1} 足環の再交付： ・足の病気や怪我など、やむを得ない理由で足環を取り外す必要がある場合、環境省に申請することで再交付を受けることができる。^{※2} 再交付の手続き： ・「標識再交付申請書」の提出（病気や怪我を証明する書類が必要な場合あり）。^{※2} ・再交付された足環は申請者自ら速やかに装着する必要がある。^{※2} 譲渡時の注意点： ・特定輸入鳥獣を譲り受ける場合、輸入許可書の写しや破損・取り外した足環など、再交付申請に必要

法律名	個体識別方法と例外規定
	な書類を譲渡人から受け取っておく必要がある。^{※3} ※1: 法律による規定 ※2: 施行規則による規定 ※3: 環境省解説